

## 質 疑 回 答 書

令和7(2025)年7月16日

プロポーザル参加者各位

質疑のありましたことについて、下記のとおり回答します。

案 件 名 みよし市暮らしの便利帳共同発行事業

みよし市長 小 山 祐  
( 公 印 省 略 )

番号	質 疑 事 項	回 答
1	27,600部に、広告掲載者への見本誌提供としての部数(300部程度)は含まれますか。	発行部数の27,600部に、広告掲載者への見本誌提供としての部数(300部程度)は含んでいません。広告掲載者への見本誌提供部数(300部程度)は、個別に事業者で対応してください。
2	「企画提案書」について、記載すべき事項を網羅していれば、項目の提案順序の変更は可能ですか。	項目の提案順序の変更は可能ですが、各項目が分かるようにしてください。
3	企画提案書は両面で16ページ以内とありますが、企画提案書表紙、企画提案書目次はこのページ数に含まれますか。	企画提案書表紙、企画提案書目次も含み、16ページ以内で作成してください。

4	社会的価値の実現に資する取組に関する申告書について、該当する取組事項がない場合も提出が必要でしょうか。	該当する取組事項がない場合は、申告書の提出は不要です。ただし、書類提出時にその旨がわかるようメール本文に記載してください。
5	令和8年5月ごろの発行とは、施設への納品完了を指しますか。 それとも、全戸配布完了を指しますか。	施設の納品完了を5月ごろとしています。
6	仕様と異なる紙質（コート紙A判86.5kg）を提案することは可能ですか。	可能です。
7	「ページデザイン及び掲載物の全ての権利は、みよし市に帰属するものとする」とありますが、経済産業省の通知（※）に基づき、行政情報ページに掲載するイラストや地図等において、弊社が独自に収集し著作権の譲渡ができないものや、二次利用は認められているが第三者への著作権の譲渡が不可能なイラスト等については著作権の市への帰属を免除していただくことは可能ですか。 ※ <a href="https://www.soumu.go.jp/main_content/000925916.pdf">https://www.soumu.go.jp/main_content/000925916.pdf</a>	イラストや地図情報等の著作権を譲渡できないものについては可能（免除）です。
8	「市が必要と認めたとき」とはどのような場合を想定していますか。 また、正誤表や訂正用シールの作成に要する費用負担はどのようにお考えでしょうか。	「市が必要と認めたとき」とは、原稿の校了後に発覚した記載誤り等で、原稿の内容に誤解が生じる恐れのある場合などを想定しています。 また、正誤表、訂正用シールの作成の費用負担は事業者によるものとします。
9	「未配布の世帯から配布の要請があった場合は、適宜配布」とありますが、この未配布世帯への対応期間は冊子配布完了から1か月後までとさせていただいてもよろしいでしょうか。	問題ございません。

10	業務の一部再委託として、配布業務を弊社 100%子会社へ再委託することは可能ですか。	可能です。
11	市が指定する納入場所として、何箇所程度を想定していますか。	市役所の 1 か所を想定しています。